

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用等の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町雁の里山本公園設置条例第 5 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町雁の里山本公園設置条例第 5 条第 1 項、第 6 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町雁の里山本公園設置条例 （使用の許可）</p> <p>第 5 条 山本公園の一部を占有しようとする者は、美郷町雁の里山本公園使用許可申請書（様式第 1 号）を提出し、町長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2、3 略</p> <p>（使用の制限）</p> <p>第 6 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。</p> <p>（1） 風俗を害し、公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>（2） 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>（3） その他管理上支障があると認めるとき。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>5 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の後納の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町雁の里山本公園設置条例第 9 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町雁の里山本公園設置条例第 9 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○美郷町雁の里山本公園設置条例 （供用日時及び使用料） 第 9 条 略 2 使用者は、別表に掲げる使用料を事前に納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは後納、軽減又は免除することができる。 3 略
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町雁の里山本公園設置条例第 9 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町雁の里山本公園設置条例第 9 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○美郷町雁の里山本公園設置条例 （供用日時及び使用料） 第 9 条 略 2 使用者は、別表に掲げる使用料を事前に納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは後納、軽減又は免除することができる。 3 略
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工観光交流課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町雁の里山本公園設置条例第 10 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町雁の里山本公園設置条例第 10 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町雁の里山本公園設置条例 （使用料の不還付） 第 10 条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、天災その他やむを得ない理由 で使用できなかったと町長が認めたときは、その全部又は一部を還付することが できる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	1 4 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日